

杉並区における地上部街路に関する話し合いの会

運営要領

第1条 目的

この運営要領は、杉並区における地上部街路に関する話し合いの会(以下、「地上部街路に関する話し合いの会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

第2条 進行

- ①司会者は、公正・中立な立場で地上部街路に関する話し合いの会を進行する。
- ②構成員は、話し合いの進行に協力し、司会者の指示に従うものとする。
- ③なるべく多くの構成員が発言できるよう、発言者は要旨を簡潔にまとめて、一回の発言時間は、おおむね3分以内を目安とするものとする。
- ④構成員及び傍聴者は、地上部街路に関する話し合いの会の運営を妨害するなど悪質な行為をしてはならない。これらの行為を行った場合、司会者は退席を求めることができる。

第3条 運営

- ①町会、商店会等からの構成員は原則として、各団体の会長または、会長が指名した者とする。ただし、この構成員が出席できない場合、各組織の中から会長が指名した者が代理出席できるものとする。
- ②構成員が、地上部街路に関する話し合いの会を欠席する際には、事前に事務局宛てに、意見を書面で提出することができる。この場合、事務局は、提出された書面を地上部街路に関する話し合いの会において配布するものとする。
- ③傍聴は、杉並区民を優先とする。ただし、会場の都合等により人数を制限する場合もある。その場合は、先着順に傍聴者を決定する。なお、余席がある場合、杉並区民以外の傍聴も可能とする。
- ④話し合いの会の議事録及び配布資料は、東京都、杉並区の担当課に備え付け、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。

- ⑤事務局は、地上部街路に関する話し合いの会の運営に関する事項を所掌する。
- (1)会場設営
 - (2)議事録作成
 - (3)その他
- ⑥事務局は、地上部街路に関する話し合いの会で使用する資料を事前に構成員に送付する。
- ⑦構成員は、当日の話し合いに関連する資料を提出することができる。この場合、構成員は話し合いの会の2日前までに事務局に到達するように送付するものとし、事務局は当日構成員に配布する。

第4条 その他

この運営要領に定めのない事項は、事務局が地上部街路に関する話し合いの会に意見を聴いた上で決定する。